

平成29年度国の政策等に対する政策提言項目(案)一覧【中山間対策関連】

資料6

| 番号 | 分類       | 新規<br>項目<br>○ | 知事<br>対応<br>★        | 項目名                              | 部局等名             | 課名                   |
|----|----------|---------------|----------------------|----------------------------------|------------------|----------------------|
| 1  | 総合的な対策   |               | ★                    | 地方税財源の充実・確保                      | 総務部              | 財政課<br>税務課<br>市町村振興課 |
| 2  |          |               |                      | 地方創生・人口減少対策のための適切な財源措置           | 総務部              | 財政課<br>市町村振興課        |
| 3  |          |               | ★                    | 中山間地域の維持・創生に向けた「小さな拠点」への支援       | 中山間対策・運輸<br>担当理事 | 中山間地域対策<br>課         |
| 4  |          | ○             | ★                    | 中小企業等の人材確保に関する総合的な支援対策の充実        | 商工労働部            | 商工政策課<br>雇用労働政策課     |
| 5  |          | ○             | ★                    | 小規模事業者の持続的発展をさらに拡大させるための取組に対する支援 | 商工労働部            | 経営支援課                |
| 6  |          | ○             | ★                    | 地方への企業移転の促進                      | 商工労働部            | 企業立地課                |
| 7  |          |               |                      | 地域中小企業応援ファンドの継続                  | 商工労働部            | 工業振興課                |
| 8  | 生活環境づくり  | ○             |                      | 鳥獣被害防止総合対策の充実・強化について             | 中山間対策・運輸<br>担当理事 | 鳥獣対策課                |
| 9  | 健康・福祉の充実 |               |                      | 在宅療養が選択できる訪問看護サービスの確保の推進         | 健康政策部            | 医療政策課                |
| 10 |          | ○             |                      | 都市部と中山間部の連携による医師の確保・育成           | 健康政策部            | 医師確保・育成<br>支援課       |
| 11 |          | ○             |                      | 認知症初期集中支援体制の柔軟な運用                | 地域福祉部            | 高齢者福祉課               |
| 12 | 1次産業の活性化 |               | ★                    | 中山間地域における持続可能な農業の展開              | 農業振興部            | 地域農業推進課              |
| 13 |          | ○             | ★                    | 中山間地域等直接支払制度の拡充                  | 農業振興部            | 地域農業推進課              |
| 14 |          | ○             | ★                    | 地域に根差した農業クラスター形成による地域創生への支援      | 農業振興部            | 農地・担い手対策<br>課        |
| 15 |          |               |                      | 森林吸収源対策のための税制等の早期検討              | 林業振興・<br>環境部     | 林業環境政策課              |
| 16 |          |               | ★                    | CLTを核とした木材需要の拡大と地方創生の推進          | 林業振興・<br>環境部     | 木材産業振興課              |
| 17 |          |               |                      | 緑の青年就業準備給付金事業の拡充                 | 林業振興・<br>環境部     | 森づくり推進課              |
| 18 |          |               |                      | 漁業の担い手確保対策の強化                    | 水産振興部            | 漁業振興課                |
| 19 |          |               | にほんうなぎの資源回復に向けた取組の推進 | 水産振興部                            | 漁業管理課            |                      |
| 計  |          | 8             | 9                    |                                  |                  |                      |

平成29年度国の政策等に対する政策提言項目一覧(案)【中山間対策関連】(詳細)

| 番号 | 分類      | 新規項目○ | 知事対応★ | 項目名                              | 提言の具体的内容  | 部局等名         | 課名                   | 提言先省庁等名                           | これまでの取り組み等の状況   | 政策提言を必要とする理由・背景・課題等   | 備考(特記事項ほか)           |
|----|---------|-------|-------|----------------------------------|---|--------------|----------------------|-----------------------------------|---|---|----------------------|
|    |         |       |       |                                  |   |              |                      |                                   |   |   |                      |
| 1  |         |       | ★     | 地方税財源の充実・確保                      | ①地方創生・人口減対策をはじめ、社会保障関係経費、南海トラフ地震対策等に十分対応できるような地方一般財源の確保<br>②臨時財政対策債に頼った現状の是正<br>③地方交付税の財源保障機能を損なうことのないような算定の実施<br>④緊急防災・減災事業債の恒久化を含む継続<br>⑤地方法人課税の実効性のある偏在是正措置  | 総務部          | 財政課<br>税務課<br>市町村振興課 | 総務省                               | 昨年度、地方税財源の充実強化について提言を実施。その結果、平成28年度予算等については以下のとおり措置された。<br>①一般財源総額については、地方創生のための財源等を維持及び地方の重点課題である高齢者支援等に取り組むために必要な経費を上乗せし、平成27年度の水準から0.1兆円の増額(27年度61.5兆円→28年度61.7兆円)<br>②まち・ひと・しごと創生事業費は27年度に引き続き1.0兆円を確保<br>③地方創生の深化のための新型交付金(地方創生推進交付金)の地方負担分については、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に地方財政措置<br>④一般財源総額を確保した上で、赤字地方債である臨時財政対策債を0.7兆円抑制(27年度4.5兆円→28年度3.8兆円)   | ・中山間地域対策、地方創生・人口減少対策などをはじめとする地方を取り巻く諸課題に対応していくため、地方の一般財源総額確保が必要であり、地方財政計画の歳出特別枠を実質的に確保し、地方交付税の総額確保については、引き続きしっかりと国に対して働きかける必要がある。<br>・南海トラフで発生する地震は、今後30年以内の発生率が70%程度にまで上昇しており、震度7の揺れと巨大津波の脅威は刻々と増しているなかで、大規模な被害が想定される地域においては、実行性の高い地震・津波対策に対して優先的に投資していく必要がある。   |                      |
| 2  |         |       |       | 地方創生・人口減少対策のための適切な財源措置           | ①地方創生推進交付金は、27年度補正予算で措置された地方創生加速化交付金との合算額を下回らない額を確保し、自由度が高い交付金とすべき<br>②条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、適切な地方財政措置  | 総務部          | 財政課<br>市町村振興課        | 内閣府<br>総務省                        | ・地方創生加速化交付金 1,000億円の創設(27年度補正予算)<br>・新型交付金(地方創生推進交付金)1,000億円の創設<br>・まち・ひと・しごと創生事業費 1.0兆円の継続(27年度1.0兆円)  | 「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び各市町村の総合戦略を策定し、地方創生や人口減少施策への取り組みを連続的により一層進めていくため。  | 部長対応項目であり、提言日程は今後調整。 |
| 3  |         |       | ★     | 中山間地域の維持・創生に向けた「小さな拠点」への支援       | ①各地域に「小さな拠点」を張り巡らせ、相乗的な効果を上げていくために、基礎自治体だけでなく、広域自治体による小さな拠点の形成支援や経済活動拡充への支援、ネットワーク化と連携の仕組みづくりなど、「小さな拠点」の展開の拡大に向けた取り組みに必要な財源を確保すること。<br>②この3月に設置された「有識者会議」における「地域運営組織」のあり方の検討に当たっては、経済活動など組織の継続に向けた取り組みを支援するような仕組みとするとともに、その取り組みの形態は様々であることを踏まえ、法人格を持たない住民組織等が行う取り組みにも対応できる柔軟なものとする。 | 中山間対策・運輸担当理事 | 中山間地域対策課             | 内閣府                               | 平成23年度の集落調査の結果を踏まえ、平成24年度から中山間対策を抜本強化。その核となる集落活動センターについては、平成28年4月1日までに30ヶ所が開設された。<br><政策提言の状況><br>・H24 提言なし<br>・H25 中山間地域の維持・再生に向けた支援(知事) 総合的な仕組みづくりの推進や拠点整備に対する支援制度の創設【成果】関係予算の増額が図られた。<br>・H26 中山間地域の維持・再生に向けた支援制度の創設(知事) 総合的な仕組みづくりの推進や拠点整備に対する支援制度の創設【成果】まち・ひと・しごと創生総合戦略に小さな拠点の形成が位置づけられた。<br>・H27 中山間地域の維持・創生に向けた「小さな拠点」への支援(知事) 新型交付金の創設(十分な財源の確保、小さな拠点の運営までの継続的な支援、新たな法人形態の検討やハード整備を含めた柔軟な支援)【成果】地方創生加速化交付金(1,000億円)が補正予算で措置された。 | ・「小さな拠点」の面的拡大と質的向上を図るためには、広域自治体としての都道府県が産業政策や福祉政策等広域的な仕組みをつくり、市町村との連携協調により、それぞれの施策の効果を上げることが重要。本県のように中山間地域等が県土の大部分を占める広域自治体が、国の掲げる方針の下、個々の市町村の持つ資源や情報を有機的に組み合わせ、スピード感を持って施策を推進することが効果的。<br>・住民主体で活動している「地域運営組織」は活動内容や活動範囲が様々であり、その展開や継続支援に向けては、組織の多様性に対応できるものとする必要がある。                                    |                      |
| 4  | 総合的な対策  | ○     | ★     | 中小企業等の人材確保に関する総合的な支援対策の充実        | ①人材のプラットフォームの設置<br>都市部の中核人材等の情報を国でストックし、地方で必要な人材のマッチングができる仕組みづくり<br>②地方への人材の流れを後押しする支援制度の創設<br>都市部と地方の距離による格差を埋める支援制度の創設  | 商工労働部        | 商工政策課<br>雇用労働政策課     | 内閣官房<br>まち・ひと・しごと創生本部事務局<br>中小企業庁 | ・H27.4月 事業承継や中核人材の確保に関する相談を専門スタッフがワンストップに対応するとともに、一貫してサポートする機能を備えた「事業承継・人材確保センター」を設置。<br>・併せて、移住・Uターン就職支援を一体的に実施。<br>平成27年度 人材確保相談件数137件(うちマッチング11件)<br>平成27年度末Uターン人材情報システム登録求人数:872人<br>(上記システム登録求人への平成27年度就職者数:32人)   | 地方の産業振興を進めていく上で重要な役割を担う中小企業や小規模事業者にとって、事業拡大や新たな事業展開などの拡大再生産を行うために必要な人材の確保が大変難しくなっている。<br>特に、全国に先行して人口減少や高齢化が進行する地域では、地方創生を担う新たな人材の確保が急務となっている。  |                      |
| 5  |         | ○     | ★     | 小規模事業者の持続的発展をさらに拡大させるための取組に対する支援 | ①補助対象事業の拡充<br>地域地域で関連産業を集積する地域産業クラスター形成の取組を対象に、この事業に参画する小規模事業者への補助上限額を200万円とする要件を新設するとともに、共同事業の上限額を1,000万円とされること<br>②当初予算への計上<br>地域産業クラスターの取組が着実に進むよう、施策効果の高い本制度を安定して継続実施すること   | 商工労働部        | 経営支援課                | 内閣官房<br>まち・ひと・しごと創生本部事務局<br>中小企業庁 | 国の小規模事業者持続化補助金制度は、商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む小規模事業者を支援するものである。本県においても多くの利用があるなど、大変効果的な制度となっており、地域経済の安定と地域住民の生活の向上につながっている。<br>◆小規模事業者持続化補助金利用実績<br>・H26年度(H25年度補正) 予算額60億円<br>高知県の実績…68,308千円(164事業者)<br>・H27年度(H26年度補正) 予算額160億円<br>高知県の実績…176,392千円(415事業者)   | 国は、小規模事業者の持続的な経営を推進するため、平成25年度から小規模事業者持続化補助金制度を補正予算で創設しており、本県においても多くの利用があるなど大変効果的な制度となっている。<br>高知県では、地域経済の活性化に向けて、地域資源や基幹産業を核に、地産外産のさらなる推進や域外からの新たな人の流れを創出するため、地域地域の拡大再生産につなげる地域産業クラスターの形成に取り組んでいる。<br>これに参画する小規模事業者にとっては、単独の取組では困難な、新たなマーケットを見据えた事業の拡大再生産に取り組むものであり、一定の事業規模も見込まれることから、一層の支援が必要。          |                      |
| 6  |         | ○     | ★     | 地方への企業移転の促進                      | ○地方への人の流れを一層促進するための地方拠点強化税制の拡充強化<br>・現行の税制優遇の対象に事務的業務やコンテンツ業務等の事業所を加えること<br>・大都市と地方の法人税に差を設けること<br>・企業立地補助金等の益金不算入制度を導入すること   | 商工労働部        | 企業立地課                | 内閣官房<br>まち・ひと・しごと創生本部事務局<br>経済産業省 | ・内閣府による「地域再生計画(高知県地域地方活力向上地域特定業務施設整備事業)」の認定(H27.11.27)<br>・高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の制定(H27.12.28)<br>・地方創生担当大臣に対し、自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークによる提言を実施(H28.2.11)   | 改正地域再生法施行後の平成27年9月に一般社団法人日本経済団体連合会が実施した「本社機能の地方移転に関する緊急アンケート」では、「地方への移転を検討」または「検討していないが、将来的に移転の可能性はある」とした企業は7.5%と現行制度のみで本社機能の移転を推進するには、厳しい現状が浮き彫りとなると共に、地方拠点の拡充・強化には、「法人税・法人事業税等の優遇」「交通インフラ等の事業環境の整備」が効果的であるという結果が出ている。<br>そのため、「法人税・法人事業税等の優遇」については、短期的に効果を上げるためのインセンティブになる可能性がある。                       |                      |
| 7  |         |       |       | 地域中小企業応援ファンドの継続                  | ・地域応援ファンドの継続<br>地域の特色を活かした産業の振興や技術の発展を図る目的のファンドによる、地域経済の活性化に効果の高い支援を継続されるよう「地域応援ファンド」の貸付期間の延長を提言すること。   | 商工労働部        | 工業振興課                | 中小企業庁                             | 昨年度、四国地方産業競争力会議及び四国知事会で中小企業庁に対し、10年以内とされている現在の貸付期間終了後も、引き続き地域産業の競争力強化の取り組みが可能となるよう措置し、都道府県が地域の実情に応じて、支援していけるよう所用の額を確保することを政策提言。<br>◆こうち産業振興基金助成事業実績(H19～H26)<br>中小企業等への助成:件数735件、金額980,332千円<br>支援機関への助成:件数38件、金額60,057千円<br>計 件数773件、金額1,040,389千円   | 各都道府県では、地域経済の活性化のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の無利子貸付金を活用して地域中小企業応援ファンドを造成し、その運用益を財源として、創意と工夫に富んだ様々な中小企業への助成事業を実施している。<br>しかしながら、独立行政法人中小企業基盤整備機構の無利子貸付金の貸付期間が10年間であることから、本県では平成29年度で終了することになっている。<br>地域の産業基盤や地域経済の成長を底上げしていくには、地域の特色を活かしたものづくりや地域で育んできた研究成果や技術シーズの事業化など、地域色のある産業施策に取り組むことのできる当該基金事業を継続していくことが重要である。 |                      |
| 8  | 生活環境づくり | ○     |       | 鳥獣被害防止総合対策の充実・強化について             | 野生鳥獣による農林業被害防止に向けた県・市町村の取り組みへの支援の拡大や、早期の被害減少と対策経費の縮減に繋がる、半減目標の早期達成に向けた集中的な支援について、次のとおり提言する。<br>○鳥獣被害防止総合対策の充実・強化に向けた予算の拡充について<br>・捕獲推進のための緊急捕獲活動の強化<br>・被害減少に向けた防護柵の設置等、整備事業の充実   | 中山間対策・運輸担当理事 | 鳥獣対策課                | 農林水産省                             | ・緊急捕獲活動によるシカ・イノシシの捕獲報償金への1頭8千円の上乗せ制度は、H24年度補正による基金としてスタートし、県協議会で事業を開始。<br>・財務省の指示により、H26年度をもって基金を返納し、H27年度からは既存の鳥獣被害防止総合対策交付金(予算額は従来のまま)に組み込んだため、慢性的な財源不足が発生。<br>・H27年度は、緊急捕獲活動の予算措置について、理事・課長が農林水産省を訪問し支援充実を要請(国は不足分をH27年度補正予算で措置)。  | 鳥獣被害防止総合対策において、緊急捕獲活動が予算を圧迫し、整備事業の予算が削減されれば、本県の鳥獣被害対策の柱である「野生鳥獣に強い高知県づくり」における支援集落での防護柵の設置や合意形成に支障が出る恐れがある。  |                      |

| 番号 | 分類       | 新規項目<br>○ | 知事対応<br>★ | 項目名                         | 提案の具体的な内容   | 部局等名  | 課名         | 提言先<br>省庁等名 | これまでの取り組み等の状況   | 政策提言を必要とする理由・背景・課題等   | 備考<br>(特記事項ほか) |
|----|----------|-----------|-----------|-----------------------------|---|-------|------------|-------------|---|---|----------------|
|    |          |           |           |                             |   |       |            |             |   |   |                |
| 9  |          |           |           | 在宅療養が選択できる訪問看護サービスの確保の推進    | 在宅医療を担う訪問看護師を継続的に確保できるよう、訪問看護ステーションの経営の安定化が必要。過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、以下のように診療報酬における加算条件の緩和や新たな加算措置が必要。<br>・訪問看護ステーションの安定的な経営の担保のために基本療養費の増額と、特別地域訪問看護加算の対象条件の緩和<br>・訪問看護ステーションからの長時間の移動を要する場合の加算条件の緩和<br>・医療機関からの訪問看護に長時間の移動を要する場合の加算措置の新設 | 健康政策部 | 医療政策課      | 厚生労働省       | 在宅医療が選択できる環境整備のため、中山間地域等条件不利地域において必要な訪問看護が受けられるように、下記について政策提言を実施。<br>・訪問看護ステーションからの長時間の移動を要する場合の加算条件の緩和<br>・医療機関からの訪問看護に長時間の移動を要する場合の加算措置の新設  | 平成28年度の診療報酬の改定では、機能強化型の訪問看護ステーションの見直しや医療機関等からの訪問看護等については評価されたが、訪問看護に対しての経営に見合った基本療養費の増額や交通費等の加算はなかった。<br>平成26年度から中山間地域の条件不利地域への訪問看護サービス提供に対して不採算経費の一部支援を実施し、着実に訪問回数が増加する傾向にあることから、訪問看護に対しての経営に見合った基本療養費の増額や交通費等の加算を行うことが在宅医療の提供体制の確保につながる。  |                |
| 10 | 健康・福祉の充実 | ○         |           | 都市部と中山間部の連携による医師の確保・育成      | ①中山間地域の医療機関の医師を確保するため、新たな専門医制度における19の基本領域の資格更新については、地域の医療機関での診療実績を一定評価する仕組みとすること<br>②都市部から中山間地域の医療機関への医師の派遣を促進するため、県又は団体が実施する総合診療医の育成事業に対する助成制度を創設すること  | 健康政策部 | 医師確保・育成支援課 | 厚生労働省       | 地方における医師の確保と若手医師の育成知事を先頭に、厚生労働省や文部科学省に対し、医師養成数の抜本的な増加策や地方における医師確保に積極的に取り組むよう要望。その結果、<br>・高知大学医学部医学科の入学定員増は実現<br>H20:95名 → H21:105名 → H22:112名 → H23以降:115名<br>・研修医の都市部への集中の是正を図るため、都道府県の臨床研修医の募集員への上限の設定や、医師不足が深刻な診療科での重点研修プログラムの設定など臨床研修制度の見直しの実施<br>・地域で中核的な役割を果たす医療機関が連携して初期臨床研修を実施することを可能とするため、基幹型臨床研修病院の指定基準の弾力的運用が開始<br><br>また、地方の国立大学法人や国立大学病院への人的支援及び財政的支援を要望するとともに、特定診療科の医師の確保についても今までに要望を行ってきた。 | ・新たな専門医制度においては、専門研修課程として一定期間地域の医療機関で研修を行うことが要件とされているが、5年ごとの資格更新の要件としては症例数や診療実績、研修会参加回数などが規定されているものの、特に地域医療に対する貢献は規定されていない。<br>総合診療専門医の場合は、資格取得後も一定期間、地域の医療機関で勤務することが見込まれるものの、それ以外の診療科においては、人口減少及び高齢化が進む中山間地域では患者数及び症例数も少ないため、更新要件を満たすために都市部の医療機関で勤務するケースが現在より増えることが想定され、医師の地域偏在が更に深刻化する恐れがあるので、地域の医療機関での診療実績も要件の一つとして評価する必要がある。<br><br>・中山間に派遣する医師は総合診療医等のスキルを有する必要があるが、比較的医師数に余裕がある都市部の医療機関においても、このようなスキルを持った医師は現状では充足していない。よって、まずは県全体として総合診療医の育成を促進する助成制度が必要。<br>なお、地域医療介護総合確保基金は、地域医療構想に基づく病床再編成事業に対して重点的に充てられるものであり、当該事業などは基金事業としては優先順位が低く十分財源を確保できない可能性があるため、別途国庫補助事業として創設する必要がある。 |                |
| 11 |          | ○         |           | 認知症初期集中支援体制の柔軟な運用           | 認知症総合支援事業の初期集中支援推進事業について、中山間地域の実情に応じた認知症初期集中支援体制の柔軟な運用が可能となるよう当該事業の要件のさらなる緩和をすること。<br>①日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症患者の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であれば認知症サポート医研修の受講を必要としない。<br>②認知症患者の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもので、認知症患者医療センター等の専門医と連携等を図っている場合は、サポート医を要件としない。             | 地域福祉部 | 高齢者福祉課     | 厚生労働省       | 今年度、新たに認知症初期集中支援体制の柔軟な運用について政策提言を予定。  | ・認知症総合支援事業については、地域支援事業の包括支援事業として位置付けられ、平成30年4月からは全ての市町村で実施することとされている。<br><br>・高知県内では、チームの設置に向けた体制整備のためのモデル事業を実施し、医療と介護が連携した支援に向けた取り組みが行われているが、認知症サポート医の要件のハードルが高く、チームが設置できていない。   |                |
| 12 |          |           | ★         | 中山間地域における持続可能な農業の展開         | ・農山漁村振興交付金の予算の確保と継続的な支援<br>中山間地域の農業を支え、競争力を高める「中山間農業複合経営拠点」を地域地域に整備するために、農山漁村振興交付金の十分な予算の確保と継続的な支援をすることと要望。   | 農業振興部 | 地域農業推進課    | 農林水産省       | 平成26年度より、複合経営拠点の整備に対応した、ソフト・ハードの支援策を要望<br>・平成27年度には、拠点整備を推進できるソフト事業「農村集落活性化支援事業」を設置<br>・平成28年度からは、ソフト＋ハード一体型の農山漁村振興交付金(新規)で設置され、小さな拠点対応事業にも位置づけ。<br><br>①平成27年度「農村集落活性化支援事業」600百万円<br>②平成28年度「農山漁村振興交付金」8,000百万円が予算として盛り込まれる。   | 中山間地域の農業を維持し、競争力を高めていくためには、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業などの「支える事業」と、中山間地域に適した農産物の生産や6次産業化など「稼ぐ農業」を複合的に経営し、地域全体で農業を支える仕組みが必要。<br>併せて、農村社会の生活を守る「小さな拠点」の一体的な推進も必要。<br>こうしたことから、農村社会全体を支える複合経営拠点を実現するためには、農山漁村振興交付金の恒久的かつ十分な予算の確保が必要。   |                |
| 13 | 1次産業の活性化 | ○         | ★         | 中山間地域等直接支払制度の拡充             | ①「集落連携・機能維持加算」の要件緩和<br>②「超急傾斜区分」の設置   | 農業振興部 | 地域農業推進課    | 農林水産省       | 昨年度農林水産省に中山間地域等直接支払制度の要件緩和や超急傾斜地での営農の困難さを踏まえた新たな区分提言を実施。<br>平成28年度も引き続き提言を継続中。  | 【現状】<br>・本年度から4期対策がスタートした本県では、制度への加入を継続する集落と協定締結面積の大幅な減少が見込まれるなど、高齢化、リーダー不足がさらに深刻化。<br>・特に、超急傾斜農地の割合が高い市町村ほど、減少が著しい傾向が見られる。<br><br>【課題】<br>・リーダー不足が深刻化している「農業生産活動を継続するための活動(8割協定)」のみの複数集落でも、集落協定の広域化を推進するためには「集落連携・機能維持加算」の要件緩和が必要。<br>・新設された「超急傾斜農地保全管理加算」では、農産物のブランド化などの要件のハードルが高いため、中山間地域の中でも特に条件不利地である超急傾斜農地を守る制度の見直しが必要。   |                |
| 14 |          | ○         | ★         | 地域に根差した農業クラスター形成による地域創生への支援 | 機構集積協力金の柔軟な対応と予算の確保   | 農業振興部 | 農地・担い手対策課  | 農林水産省       | 機構集積協力金の配分基準が平成28年度から変更になったことに伴い、今年度新たに提言。  | ・農業クラスターの形成に必要な比較的条件の良い農地は、既に担い手が利用していることが多いため、平成28年度の機構集積協力金の見直しにより、地権者に十分なメリット措置を提示することができず、必要な農地の確保が困難になる可能性がある。<br>・農地中間管理機構の目的が、単なる農地の担い手への集積率向上ではなく、「農業の生産性の向上」であることに鑑み、担い手から担い手への農地集積であっても、農業クラスターのように生産性の高い農業へ転換する場合には交付金の算定面積とするなど、柔軟な対応と予算の確保が必要。   |                |

| 番号 | 分類       | 新規項目<br>○ | 知事対応<br>★ | 項目名                     | 提言の具体的内容  | 部局等名     | 課名      | 提言先<br>省庁等名                  | これまでの取り組み等の状況   | 政策提言を必要とする理由・背景・課題等   | 備考<br>(特記事項ほか) |
|----|----------|-----------|-----------|-------------------------|---|----------|---------|------------------------------|---|---|----------------|
|    |          |           |           |                         |   |          |         |                              |   |   |                |
| 15 |          |           |           | 森林吸収源対策のための税制等の早期検討     | ①国において、森林吸収源対策に必要な税財源の安定的確保に向けた具体的な方策を明らかにすること。<br>②木材生産のほかCO2の吸収や水源のかん養など森林の有する公益的機能維持と、森林の保全整備に必要な税財源の偏在などに着目して、国民全体の負担で支える仕組みを早期に具体化すること。                  | 林業振興・環境部 | 林業環境政策課 | 林野庁                          | 森林吸収源対策を推進するための税財源の確保に向けて、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策が盛り込まれること、併せて国民全体の負担で支える仕組みについて検討することについて政策提言を継続してきた。<br>その結果、平成27年12月16日に発表された与党「平成28年度税制改正大綱」において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、<br>①「地球温暖化対策のための税」は、木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用を促すこととし、経済産業省、環境省、林野庁は連携して取り組むこと。<br>②「国民全体の負担で支える仕組み」は、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討すること、その時期については、適切に判断すること。<br>とされた。<br>1. 知事の政策提言 「森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保」<br>・平成27年4月16日(林野庁)、平成27年4月17日(農林水産省)<br>2. 部長の政策提言 「森林吸収源対策のための税制等の早期検討」<br>・平成28年4月27日(林野庁)<br>3. 四国知事会の提言 「森林吸収源対策と森林保全の推進について」<br>・平成27年6月4日<br>4. 全国知事会の提言 「地方税財源の確保・充実等に関する提言」<br>・平成27年7月28日 | 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、すべての国が参加する新たな枠組みとして、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標とする「パリ協定」が採択された。我が国は、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減し、そのうち森林吸収源対策により2.0%相当の吸収量の確保を目標としている。<br>本県では国庫事業に上乘せ補助するなど、間伐や再造林を積極的に進めるとともに、木材利用の拡大によるCO2固定などを図っているが、森林が持つCO2吸収作用などの多面的機能の効果は、本県のような森林のある地方だけでなく、都市部も大きな恩恵を享受していることから、国民全体で支える財源対策を早急に具体化する必要がある。   |                |
| 16 | 1次産業の活性化 |           | ★         | CLTを核とした木材需要の拡大と地方創生の推進 | ① CLT建築に関する基準の拡大(基準強度のバリエーションの拡大、耐火基準の整備)<br>② 中高層建築に向けた技術研究の加速化<br>③ CLTの需要拡大に向けた普及活動への継続的な支援<br>④ CLTに関する人材の育成及びモデル建築物の整備への支援<br>⑤ CLTパネル関連産業の整備への支援        | 林業振興・環境部 | 木材産業振興課 | 内閣府<br>農林水産省<br>林野庁<br>国土交通省 | 国産材の飛躍的な需要拡大を図るCLTの推進について、下記のとおり政策提言を行っており、国においても、CLTの活用が盛り込まれた新国立競技場の技術提案書の採択や、CLTを用いた建築物の一般的な設計法等の告示の公布・施行など、CLTの取組が着実に前進している。<br>1. 知事の政策提言<br>「国産材の飛躍的な需要拡大を図るCLTの推進」<br>・平成27年4月16日(林野庁)、平成27年4月17日(農林水産省)<br>・平成27年10月13日(内閣府)<br>・平成27年11月26日(遠藤利明 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣)<br>「CLTを核とした木材需要の拡大と地方創生の推進」<br>・平成28年4月11日(林野庁)、平成28年4月14日(農林水産省)、平成28年4月20日(内閣府)<br>2. 県の動き<br>・平成25年7月12日 CLT建築推進協議会設立<br>・平成27年2月6日 オーストラリアクワーツ工科大学技術研究所と「CLT技術交流に関する覚書」を締結<br>3. 国の動き<br>・平成27年12月22日 CLT等木材を活用した新国立競技場の技術提案書を採択<br>・平成28年3月31日、4月1日 CLTを用いた建築物の一般的な設計法等に関して、建築基準法の告示を公布・施行<br>4. CLT首長連会の動き   | 我が国の森林資源は成熟化してきており、それを生かす今後の木材需要の拡大対策として、新たな建築資材であるCLTに大きな期待が寄せられている。<br>このCLTを活用したモデル建築物は、全国数十箇所まで整備が進み、国においてもCLT建築に関する告示を公布・施行するなど、国内での取組は着実に前進している。<br>この機を逃すことなくCLTの取組をさらに加速化させ、今後、都市部における建築物の木造・木質化と、林業・木材産業の活性化による地方創生を図る好循環の仕組みを日本全体に拡大していくために、一連の取組を一層強力に進めることが必要である。   |                |
| 17 |          |           |           | 緑の青年就業準備給付金事業の拡充        | ①林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給を担う人材の育成確保のため、青年就業準備給付金の充実を図ること。<br>②緑の青年就業準備給付金の要件である「林業分野への就業」の範囲を拡大すること。   | 林業振興・環境部 | 森づくり推進課 | 林野庁                          | 平成27年度に県立林業学校を創設し、基礎課程において即戦力となる林業技術者を養成しており、平成30年度には、より高度な技術や知識を有する人材を養成する専攻課程がスタートし、新たに木造建築の技術者を養成するコースを設置予定。<br>・部長の政策提言<br>「緑の青年就業準備給付金事業の拡充」<br>・平成28年4月27日(林野庁)   | 中山間地域では高齢化の進行や人口減少に伴う地域活動の衰退から、林業の果たす役割は重要となっており、この豊かな森林資源を余すことなく活用し、地域活性化につなげていくことが求められている。<br>こうした中、林業への就業を促進し、将来的には林業経営も担い得る有望な人材を育成確保するため、全国的に林業大学校を設置する動きが活発になっている。<br>これらの林業大学校では研修生が安心して研修に専念できるよう、国の「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、高度で専門的な人材育成が進められているため、「緑の青年就業準備給付金事業」の充実を図ること及び、要件となる「林業分野への就業」の範囲の拡大が必要である。  |                |
| 18 |          |           |           | 漁業の担い手確保対策の強化           | 漁業就業の課題は、技術の習得に時間を要することや、就業直後の不安定な収入である。特に、養殖業では、養殖魚を販売できるまで、初期投資と運転経費を回収できないなど、不安定な収入が就業の妨げとなっている。このため、就業直後の一定期間における就業者の所得を補填する制度を創設すること。                    | 水産振興部    | 漁業振興課   | 水産庁                          | 平成24年から水産庁に対し、漁業の担い手確保対策の強化について政策提言を実施。その結果、平成27年度補正予算において、漁船取得時の初期投資の軽減を目的とした下記の予算が盛り込まれた。<br>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(◆水産庁)7,000百万円<br>うち、浜の担い手漁船リース事業   | 本県では、国の就業者確保対策を活用するとともに、県独自の就業者確保の取組などにより、近年は新規就業者が増加傾向にあるうえ、これまでに研修修了生の9割以上が各地域の中核的な漁業者として定着するなど一定の成果をあげている。<br>一方、国の就業者確保対策のうち漁業分野では、農業分野で制度化されている就業後の所得を補填する制度がないことから、より一層の就業者確保を図るためには、就業後の収入安定に係る支援策が不可欠である。   |                |
| 19 |          |           |           | にほんうなぎの資源回復に向けた取組の推進    | ①にほんうなぎの持続的利用を確保するために、関係する国々が協調して資源の保全・管理に努めることができるよう、国が主体となって関係国とともに最新の科学的知見を踏まえた資源管理対策を推進すること。<br>②供給が不安定な天然種苗に依存している養鰻業の現状から脱却を図るため、人工種苗の大量生産技術を早期に確立すること。 | 水産振興部    | 漁業管理課   | 水産庁                          | 平成20年から同様の要望を継続して実施。<br>【平成28年度関連予算(水産庁)】<br>①ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業(継続)310百万円<br>これまでの技術開発の成果を活用し、商業ベースでのウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験を進める。<br>②鰻供給安定化事業(拡充)147百万円<br>国際的な資源管理や国内におけるウナギの生息状況等について調査、放流に適した種苗の育成方法や効果的な放流手法の開発を行う。<br>③健全な内水面生態系復元等推進事業(継続)246百万円の内数<br>ウナギなど内水面資源の回復等に向けて、生息に適した河川環境を維持するための外来魚の駆除手法の開発等を行う。<br>④水産業強化対策事業(継続)1,337百万円<br>内水面資源の調査等を支援。  | にほんうなぎは、全国的に漁獲量の減少が続き、平成25年に環境省が、平成26年に国際自然保護連合(IUCN)が絶滅危惧種に指定するなど資源の枯渇が危惧されているが、その資源生態については、未だに解明されていない部分が多くある。<br>こうした中、国際的には、にほんうなぎ資源を利用する関係国と資源管理に関する協議を重ね、平成26年9月に資源管理に関する共同声明を發出後、政府間協議の実施及び官民合同の会合を継続して開催してきている。<br>また、国内では国際協議を踏まえ、しらすうなぎの採捕期間の見直しや産卵に向かう親うなぎの採捕禁止措置、また、内水面漁業の振興に関する法律に基づく養鰻業の許可制やしらすうなぎの池入れ制限等の取組が始まっている。<br>今後関係する国々が効果的に資源管理を進めていくためには、国が主体となって、最新の科学的知見を踏まえた資源管理対策を推進するとともに、我が国においては、各県で取組まれる資源管理措置を継続して支援していくことが必要。<br>また、しらすうなぎの採捕量は、依然低い水準が続いており、本県をはじめ全国の養鰻業者は、不安定な経営を余儀なくされていることから、今後、養鰻業を振興し、安心・安全なうなぎを安定的に国民に供給するには、高い技術を有する |                |